



# 建 荷 協

## み や ぎ

NO.82

### 目 次

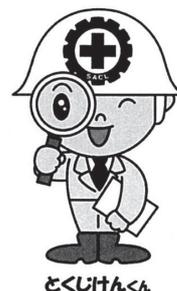
第14回定時総会 .....	1
11月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開 .....	5
特定自主検査研修会を開催 .....	7
検査関連行政処分一覧 .....	13
宮城労働局からのお知らせ .....	14
支部からのお知らせ .....	20
編集後記 .....	22



公益  
社団法人

**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

宮 城 県 支 部





## 第 14 回定時総会を開催

当協会の令和 7 年度第 14 回定時総会は、去る 5 月 20 日(火)15:00 から仙台サンプラザにおいて開催されました。

総会では、上程された 3 報告事項及び 2 議案全てが審議の結果、原案通り承認議決されました。

1. 司 会 事務局から「本日の出席会員 49 社、委任状による表決会員 44 社、計 93 社で、正会員数 100 社の過半数に達しており、支部規約第 14 条に定める定足数を満たしている」旨を告げ、開会した。
2. 支部長挨拶
3. 議長選出 「定時総会の議長は、支部規約第 12 条の定めるところにより、支部長が当たる」旨を告げ、支部長が議長席に着いた。
4. 議事録署名の選出  
議長から議事録署名人の選出について諮ったところ、「議長一任」の声があり、議長より浅野 公隆氏（三洋テクニクス株式会社）、吉田俊浩氏（株式会社ワイティ・クリエイション）にお願いしたい旨を諮ったところ、本人及び全員異議がなく、全会一致で選出された。
5. 議事経過
  - (1) 報告事項  
議長から「これから提案する事項については、去る 2 月 28 日と 4 月 24 日の両日開催の支部理事会において承認されたものである」旨を告げた。  
報告事項 1 令和 6 年度 事業報告の件  
報告事項 2 令和 7 年度 事業計画の件  
報告事項 3 令和 7 年度 収支予算書の件
  - (2) 決議事項  
第 1 号議案 令和 6 年度決算報告関係書類承認の件  
事務局より主要事項の要点説明し、次いで菅原 澄監事より監査報告があり、賛否を問い全会一致で承認された。  
第 2 号議案 役員改選に関する件  
議長から支部役員候補名簿(案)を基に理事・監事の選任について、一人ずつ諮ったところ、全会一致で承認された。その後別室で臨時理事会を開催し支部長、副支部長を選定し支部役員名簿を配布した。
6. 閉 会 事務局から、「以上をもって第 14 回定時総会は全ての議事を終了しました」旨を告げ閉会した。

小休止の後、引続き来賓として出席の宮城労働局労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 高梨雅文 様 を紹介しご祝辞を頂いた。

その後、令和7年の通年表彰式が行われ、本部会長賞として功労賞、技能賞の2名が受賞し、支部長表彰では優良検査者5名が中野支部長より盾と記念品が贈呈された。

総会終了後は、5階カトレアの間において懇親会が開宴され、中野支部長の開宴挨拶に続き、高橋副支部長の乾杯のご発声をもって祝宴が始まった。和やかな雰囲気です。歓談が続く中で親交を深め合い、伊藤副支部長の中締めによりお開きとなった。



## 令和 7 年度通年表彰の被表彰者

## 1. 会長賞(2 名)

(1)功績賞 齋藤 均 様 トヨタ L&F 宮城株式会社

理由: 特定自主検査制度の定着化と顕著な功績のうち特に社会的功績が顕著な個人の表彰である。

(2)技能賞 神尾 貴幸 様 株式会社アイチコーポレーション

理由: 建設荷役車両の特定(定期)自主検査・整備の業務に永年尽力し、顕著な業績が認められる個人の表彰である。

## 2. 支部長表彰(5 名)

## (1)優良検査者

赤松 茂 様 株式会社カナモト

阿部 貞春 様 有限会社トータル・モービル・アオキ

狩野 孝 様 菅原産業株式会社

熊谷 正樹 様 野口建設株式会社

菅原 雅樹 様 有限会社東北工業

理由: 整備技術の自己研鑽に励み、ユーザーへの指導も適切であり、過去 5 年間、労働災害を受けていない。



会長表彰 功績賞



会長表彰 技能賞



支部長表彰 優良検査者



支部長表彰 優良検査者



支部長表彰 優良検査者



懇親会



懇親会

## 11 月建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について

昭和 60 年に開始してから 41 年目を迎えます標記の強調月間は、『災害の危険の芽を摘む特自検』をスローガンとして「特定自主検査関係法令の遵守」を目標とし、「検査業者及び事業内による検査が適正に行われることの促進」と「建設荷役車両を使用する事業者において特定自主検査が定着するよう、その周知・徹底に努めること」を主眼に全国的に展開されます。以下はその実施要領です。

検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章を貼付しなければなりません。

災害の  
危険の  
芽を摘む  
特自検

ゼロ災害

生見 愛瑠

特定自主検査  
強調月間  
—— 令和 7 年 ——  
11/1(土) ▶ 30(日)

特定自主検査

# 特自検

主 唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部

後 援 厚生労働省・経済産業省

協 賛 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会

公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

とくじけんくら

## 令和7年度建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

# 「災害の 危険の芽を摘む 特自検」

令和7年 11月1日(土) ▶ 11月30日(日)

### 趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和6年度には全国で約210万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和7年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

### 対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

### 主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

### 事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

● 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。

● 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

● 特自検が計画的に実施されているか確認する。  
● 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。  
● 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

## 各種の特定自主検査検査員研修会を開催

令和7年度支部事業計画及び事業者からの要請に基づき、各種研修会を実施しました。  
その内容を以下にご紹介します。

## 1. 資格取得研修

## ◎車両系(整地等)・検査業所属検査者研修

- 開催日 令和7年6月12日(木)～14日(土)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館  
(実技) コマツカスタマーサポート(株)仙台北営業所
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(8名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	熊谷 陽児	南光運輸株式会社	6	佐藤 雅之	ロジスネクスト東北株式会社
2	長澤 亮	仙台リフトサービス株式会社	7	針生 一行	ロジスネクスト東北株式会社
3	在原 善人	フジトランスポート株式会社	8	西館 一寿	ロジスネクスト東北株式会社
4	小林 唯之	フジトランスポート株式会社			
5	佐藤 菖太	ロジスネクスト東北株式会社			



- 講 師 北條 仁之 (協会講師)
- 講 師 齋藤 秀一 ((公社)建荷協)

## ◎フォークリフト・検査業所属検査員研修

- 開催日 令和7年7月3日(木)～5日(土)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館  
(実技) コマツカスタマーサポート(株)仙台北営業所
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(23名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	千葉 教彦	南光運輸株式会社	13	千葉 瑞樹	トヨタL&F宮城株式会社
2	佐藤 啓悟	株式会社カナモト	14	平 渚	トヨタL&F宮城株式会社
3	高橋 大樹	株式会社カナモト	15	一條 謙太	西尾レントオール株式会社
4	白鳥 広也	株式会社カナモト	16	平葎 恒介	住友建機販売株式会社
5	今野 宏俊	株式会社エルピダあおば	17	市場 一希	ピー・シー・エス株式会社
6	菅原 大資	株式会社鈴孝建機	18	佐藤 雅之	ロジスネクスト東北株式会社
7	萩原 海	西尾レントオール株式会社	19	佐藤 菫太	ロジスネクスト東北株式会社
8	佐原 豊和	株式会社 電動舎	20	蜂谷 秀二	株式会社セントラル
9	金野 千春	株式会社 コウセイ	21	林 俊宏	山形小松フォークリフト株式会社
10	佐藤 清孝	和晃商事株式会社	22	齊藤 涉	山形小松フォークリフト株式会社
11	佐藤 涉	小野リース株式会社	23	高橋 紳	コマツカスタマーサポート株式会社
12	江刺 孝治	トヨタL&F宮城株式会社			



- 講 師 平塚 拓也  
(ロジスネクスト東北株式会社)
- 講 師 塚部 専太郎  
(トヨタL&F宮城(株))
- 講 師 阿部 耕也  
(コマツカスタマーサポート(株))

## ◎高所作業車・検査業所属検査員研修

- 開催日 令和7年7月23日(水)～25日(金)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館  
(実技) (株)アイチコーポレーション
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(21名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	加納 昌峰	株式会社ワキタ	12	堀籠 力斗	株式会社ほくとう
2	柴崎 広徳	西尾レントオール株式会社	13	遠藤 司	株式会社ほくとう
3	佐藤 洋太	株式会社ほくとう	14	新沼 祐二	株式会社ほくとう
4	堀内 翔	株式会社カナモト	15	伊藤 大輔	株式会社カナモト
5	今野 郁姫	株式会社レンタルのニッケン	16	井上 聡大	株式会社レンタルのニッケン
6	大久保 典	株式会社ほくとう	17	新妻 悟	株式会社アクティオ
7	佐々木 勉	株式会社アクティオ	18	沼倉 愛	中外機工株式会社
8	佐藤 隆平	株式会社アクティオ	19	佐藤 浩	株式会社東北産業サービス
9	須田 亮悦	株式会社 電動舎	20	相澤 輝壱	小野リース株式会社
10	一條 謙太	西尾レントオール株式会社	21	佐藤 空河	株式会社タダノテクノ東日本
11	中村 秀之	株式会社ほくとう			



- 講 師 伊藤 敬 (株)アイチコーポレーション
- 講 師 三塚 哲 (株)アイチコーポレーション

## 2. 能力向上教育

近年、建設荷役車両においては、メカトロ化、高機能等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進歩には著しいものがあります。

これらの技術の進歩に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係わる高度な知識と技術が必要となってきています。

これらの要求に応える目的で、本講習会は検査業務に概ね5年以上従事した検査者を対象に毎年行っている教育で、その内容と受講された方々を以下にご紹介します。

### ◎フォークリフト(能力向上教育)

- 開催日 令和7年4月25日(金)
- 会場 (一財) 宮城県青年会館
- 研修内容 最近のフォークリフトに関する知識  
検査及び検査機器に関する知識  
最近の災害事例及び関係法令  
令和7年4月1日発行記録表の変更点
- 保有資格と参加と参加人員  
検査業所所属検査員 33名 事業内検査者検査員 5名
- 受講者(所属事業所)は次の通り。(38名) 敬称略、受付順

No.	氏 名	所属	No.	氏 名	所属
1	鈴木 稔	有限会社東北工業	20	岩崎 翔太	コマツカスタマーサポート株式会社
2	三浦 清晴	南光運輸株式会社	21	鈴木 秀樹	コマツカスタマーサポート株式会社
3	佐藤 広人	株式会社 ディムス	22	佐藤 一信	小野リース株式会社
4	千葉 健一	株式会社 大一物流	23	平間 義浩	小野リース株式会社
5	佐々木 拓也	株式会社ヨシムラ	24	熊坂 茂久	Sリフトサービス株式会社
6	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社	25	白井 慎策	和晃商事株式会社
7	阿部 朝男	マルダイ工業有限会社	26	藤原 信雄	株式会社レンタルのニッケン
8	長澤 亮	仙台リフトサービス株式会社	27	内海 裕弥	(有)トータル・モービル・アオキ
9	青木 正樹	株式会社 仙台丸水配送	28	阿部 信一	ロジスネクスト東北株式会社
10	蛭名 寛	株式会社 仙台丸水配送	29	佐藤 昌彦	ロジスネクスト東北株式会社
11	高橋 富士男	株式会社 東 配	30	眞壁 徹	ロジスネクスト東北株式会社
12	小野寺 秀司	株式会社カナモト	31	今野 寛也	ロジスネクスト東北株式会社
13	佐藤 智之	株式会社カナモト	32	太田 信広	住友ナコフォークリフト販売
14	川口 博美	株式会社カナモト	33	阿部 順	住友ナコフォークリフト販売
15	小畑 貴志	JR東日本テクノロジー株式会社	34	山田 利浩	株式会社レンタルのニッケン
16	宮川 英也	トヨタL&F宮城株式会社	35	武山 亮介	レンタルシステム株式会社
17	村上 義幸	トヨタL&F宮城株式会社	36	小田 雅昭	株式会社ワイティ・クリエイション
18	佐藤 慎也	コマツカスタマーサポート株式会社	37	齋藤 健	三洋テクニクス株式会社
19	大友 貴志	コマツカスタマーサポート株式会社	38	矢吹 悟	ロジスネクスト東北株式会社



- 講師 阿部 耕也 (コマツカスタマーサポート(株))
- 講師 塚部 専太郎 (トヨタL&F宮城(株))

## ◎高所作業車(能力向上教育)

- 開催日 令和7年8月22日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 最近の高所作業車に関する知識  
検査及び検査機器に関する知識  
災害事例及び関係法令  
記録表の記入要領
- 保有資格と参加人員  
検査業所属検査員 20名
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(20名) 敬称略、受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	及川 裕之	株式会社カナモト	11	千葉 亮	有限会社大日機械
2	郷家 努	株式会社カナモト	12	安藤 宏平	株式会社エルピダあおば
3	若生 厚志	三洋テクニクス株式会社	13	伊藤 敏行	株式会社 キナン
4	宮崎 貴弘	株式会社タダノテクノ東日本	14	岡元 智幸	縣北自動車整備工業株式会社
5	河野 真清	宮城車体株式会社	15	菅原 祐二	縣北自動車整備工業株式会社
6	千葉 明喜	有限会社気仙沼モータース	16	堀江 武志	東北リース株式会社
7	木村 祥平	エクスレントリース北都株式会社	17	阿部 貞春	(有)トータル・モービル・アオキ
8	高橋 実	有限会社高橋建機工業	18	杉山 和勇	(有)トータル・モービル・アオキ
9	葛西 英貴	JR東日本テクノロジー株式会社	19	内海 裕弥	(有)トータル・モービル・アオキ
10	佐々木 海人	西尾レントオール株式会社	20	大内 智彦	コミュニケーション・リンク (株)



- 講 師 伊藤 敬 (株)アイチコーポレーション)

## ◎車両系建設機械(整地等能力向上教育)

- 開催日 令和7年9月12日(金) ○ 保有資格と参加人員
- 会 場 (一財)宮城県青年会館 特定自主検査資格保有者 15名
- 研修内容 最近の車両系建設機械に関する知識 事業内検査者 1名  
 検査及び検査機器に関する知識 1級・2級建設機械整備技能士 23名  
 災害事例及び関係法令 1級・2級建設機械施工技士 16名
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(55名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	高城 尚斗	株式会社 タカリュウ	29	大場 宏樹	株式会社エーティー建機
2	大類 康幸	株式会社東北機工	30	赤坂 啓大	株式会社エーティー建機
3	山田 祥	有限会社 高野橋機械	31	古川 実希生	住友建機販売株式会社
4	菅原 光敏	有限会社東北工業	32	桐生 正弘	有限会社大日機械
5	阿部 貴之	菅原産業株式会社	33	小齋 卓哉	トヨタL&F宮城株式会社
6	高橋 実	有限会社高橋建機工業	34	眞藤 佑太郎	トヨタL&F宮城株式会社
7	鈴木 雄太	株式会社カナモト	35	山田 美津留	仙台リフトサービス株式会社
8	佐藤 啓悟	株式会社カナモト	36	高橋 正徳	藤田建設株式会社
9	遠藤 拓也	株式会社カナモト	37	三浦 実	あすかレンタル株式会社
10	小田 雅昭	株式会社ワイティ・クリエイション	38	菅原 達矢	あすかレンタル株式会社
11	菅原 浩司	マルダイ工業有限会社	39	阿部 貞春	(有)トータル・モービル・アオキ
12	早坂 久義	大和建设株式会社	40	高嶋 洋介	株式会社セントラル
13	遠藤 正文	遠藤吉照土建株式会社	41	佐藤 真樹	株式会社セントラル
14	中鉢 昭夫	丸岩運輸建設株式会社	42	佐藤 政義	丸興産業株式会社
15	佐藤 英明	船山建設株式会社	43	加藤 政寿	東北石材工業株式会社
16	前畑 好孝	株式会社 サクライ	44	丹野 敬治	三和建设株式会社
17	小野寺 富夫	株式会社 坂口組	45	高橋 信裕	草刈建設株式会社
18	菅野 敏男	株式会社 坂口組	46	菅原 大富	株式会社鈴孝建機
19	緑川 正弘	寺嶋建設工業株式会社	47	早坂 健治	株式会社 エステーケー
20	鈴木 龍	寺嶋建設工業株式会社	48	横澤 幸寛	株式会社 エステーケー
21	大山 智	泉新機械工業株式会社	49	山本 航平	株式会社 エステーケー
22	大島 隆幸	蔵王リース株式会社	50	江口 雄貴	コマツカスタマーサポート株式会社
23	佐々木 芳明	トミー・トランスポーター株式会社	51	芦田 栄治	蔵王リース株式会社
24	熊谷 圭悟	株式会社 熊剛組	52	佐藤 賢治	株式会社 大林土建
25	石山 健治郎	石山工業有限会社	53	千葉 和広	有限会社東仙機工
26	大津 博光	株式会社 丸正精建	54	浅野 健太	旭重車輛株式会社
27	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社	55	杵渕 伸一	有限会社佐藤建機
28	伊藤 忠秋	株式会社 ジャパンクリーン			



- 講 師 北條 仁之(協会講師)

## 検査関連行政処分一覧

## 1. 無資格者による検査関連の行政処分

令和7年4月28日現在

令和 年別	処分 年月	不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	
R3	R3.12.1	法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。	石川	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4.1.1	処分の原因となった事実の概要について、行政による発表なし。	栃木	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日	根拠となる法令条項の発表なし
R4	R4.9.21	平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。	東京	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）および車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年3月21日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4.12.26	令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと。	大分	フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6月30日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R5	R5.8.3	令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。	大坂	特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年8月1日～令和6年1月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R6	R6.2.26	(1) 労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の行政処分を受けた。 (2) 令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。 (会員)	東京都	検査業の登録取消し	処分の根拠（法第54条の6第2項第2号）
R7	R7.1.9	令和5年10月20日に特定自主検査をした1台のフォークリフトについて、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。 (一般)	鳥取県	業務停止6ヶ月 令和7年1月9日から令和7年7月8日までの間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R7	R7.4.28	労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める特定自主検査を行う資格を有しない者に、令和5年1月20日から令和7年1月16日までの間、3回にわたりフォークリフト1台の特定自主検査を実施させていたこと。 (会員)	京都	業務停止2ヶ月 令和7年4月28日から令和7年6月27日までの2月間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

以上、本部に於いて把握したものを一覧にした。

## 宮城労働局からのお知らせ

健康安全課

宮城労働局管内の事故型別労働災害発生状況(1月～8月)  
(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年8月末現在

休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	令和7年		令和6年同期		令和7年と令和6年の比較		
					増減数		増減%
全産業	1,480人	(5人)	1,377人	(7人)	103人	( -2 人)	7.5%
製造業	249人	(0人)	258人	(0人)	-9人	( 0 人)	-3.5%
建設業	166人	(2人)	158人	(0人)	8人	( 2 人)	5.1%
陸上貨物運送事業	195人	(0人)	193人	(1人)	2人	( -1 人)	1.0%
林業	6人	(0人)	27人	(5人)	-21人	( -5 人)	-77.8%
第三次産業	793人	(2人)	683人	(0人)	110人	( 2 人)	16.1%
商業	275人	(0人)	239人	(0人)	36人	( 0 人)	15.1%
小売業	190人	(0人)	195人	(0人)	-5人	( 0 人)	-2.6%
社会福祉施設	148人	(0人)	135人	(0人)	13人	( 0 人)	9.6%
上記以外の業種の合計	71人	(1人)	58人	(1人)	13人	( 0 人)	22.4%

○休業4日以上  
の死傷者数 (うち死亡者数)

発 生 年	令和6年(1～12月)	令和5年(1～12月)	増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2420人 (11人)	2543人 (19人)	-123 ( -8 人)	-4.8%

## 令和7年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年9月9日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生日	時間帯	起因物	
1	その他の水産業 (7.2.9)	1～9人	2メートル未満からの墜落・転落	被災者は海苔養殖作業を行うため船着き場まで移動した。船が稼働しないため船着き場へ確認に向かったところ、舳が解かれてエンジンがかかった状態の船が漂っており、被災者が水面にうつ伏せの状態で見つかった。
	1月	10時台	その他の乗物	
2	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	県道において、道路工事の片側交通規制に伴う一般車両の交通誘導をしていたところ、直進してきた軽自動車に激突され、全身を強く打ち死亡した。
	3月	10時台	乗用車、バス、バイク	
3	産業廃棄物処理業 (15.1.2)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	建設廃材の破砕等を行う施設内において、始業前点検（機械を空運転）をしていたところ、ベルトコンベアのプーリー部分に腕を巻き込まれた。
	4月	13時台	コンベア	
4	木造家屋建築工事業 (3.2.2)	1～9人	2メートル以上からの墜落・転落	平屋住宅のトタン屋根の塗装工事現場において、高さ約3mある屋根の上で、刷毛で屋根の付け根箇所を塗っていたところ、屋根下のコンクリート面に墜落し死亡した。
	6月	14時台	屋根、はり、もや、けた、合掌	
5	上下水道工事業 (3.1.10)	1～9人	有害物等との接触	下水道工事現場において、立坑（深さ約17m）に設置した排水ポンプの動作を確認後、立坑内の梯子を上っている途中で、梯子から墜落し、死亡した。立坑内では発電機を稼働させており、一酸化炭素が発生していた。
	7月	12時台	その他の危険物、有害物等	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

事業者の皆さまへ

# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

## 取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

### 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



### SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」  
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら  
(サイト内から加盟申請もできます)

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



### メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト  
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html)



### 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等  
(働き方・休み方改善ポータルサイト)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等  
(働き方改革特設サイト)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



### 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



### 化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ  
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



### 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



### その他

■ 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html)



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)



### 転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,038**円

令和7年10月4日から！  
（10月3日までは時間額973円）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

## 支払われる賃金※と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(2) 日給制の場合

$$\text{日給} \div 1 \text{ 日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(3) 月給制の場合

$$\text{月給} \div 1 \text{ 箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

#### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 1,038 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 180,000 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 1,038.46 \text{ 円} \geq 1038 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

## 支部からのお知らせ

## 特定自主検査巡回指導受診済証の発行と巡回指導結果報告について

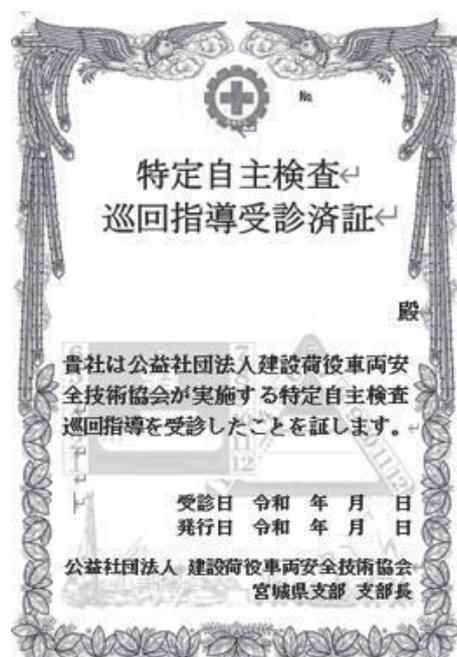
昨年から巡回指導訪問し改善箇所があった事業所様が改善要望書を提出し、改善が確認された事業所様に「特定自主検査巡回指導受診済証」(縦 200mm×横 150mm)を交付させて頂いております。

これまでに 17 の検査事業所に交付させて頂きました。事務所のカウンター等来店されたお客様の目に触れる場所に置いていただき、特定自主検査を適正に実施している事業所と感じて頂ければと思っております。

巡回指導を 7 月に検査業 13 社、事業内 6 社訪問させて頂きました。改善を必要とする事務所に対して改善要望書を提出し、「巡回指導改善報告書」をご提出頂いております。指導員からの報告内容を確認してみると、多く見受けられた項目は、再教育(能力向上教育、実務研修等)を受講されていないこと。また検査台帳が適正に管理されておらず、記入の仕方が「〃」と省略されていたり、鉛筆書きでの記入、請求日及び入金日が入っていないなどありました。記録表の記入では、誤りや未記入などが散見されました。

登録間もない検査業者では、検査業登録証の掲示がされておらず、特定自主検査検査料金表の掲示もなく、有資格者の掲示もなく、検査済標章は施錠出来る安全なところに保管されていませんでした。台帳では証明書発行番号が抜けている等あり業務規程のとおり実施、管理、保守するように指導を致しました。

今後も指導を続けてまいります。会員企業様のお役に立てるよう、巡回指導を通じて特自検の普及促進に取り組んでまいります。



寸法 タテ 200mm×ヨコ 150mm  
受診済証(盾)

## 令和 7 年度研修計画

令和 7 年度上期の研修は、会員各位のご協力により計画以上の実績を以って無事終了致しました。厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度下期の研修計画は、下記の通りの開催となりました。引き続きご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

皆様のご要望があれば臨時に開催いたしますのでご相談下さい。

## 1. 令和 7 年度研修実施計画

研 修 会 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
資 格 取 得 研 修												
車両系(整地等)			12-14									
フォークリフト				3-5								
高所作業車				23-25								
能 力 向 上 教 育												
車両系(整地等)						12						
高所作業車					22							
フォークリフト	25											
実 務 研 修												
車両系(整地等)								7				
フォークリフト							17					
安 全 教 育												
建機付属クレーン							28					
ショベルローダー												
特自検セミナー												

## 2. 会員動向(令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日)

入会 1 社 ・ 株式会社アールシー

退会 5 社 ・ 株式会社新幹線リフテクノロジー ・ 重機建販サービス株式会社  
 ・ 仙台日通運輸株式会社 ・ 有限会社岩沼重工  
 ・ 有限会社リンカイ自動車

現会員数 96 社

## 編 集 後 記

☆今年も顕彰規程に基づく「考案賞」の応募が始まりました。各社におかれましては能率向上や作業改善に繋がる検査技術、機器等を考案され活用されていることと存じます。

会員の皆様、是非、今年も応募して下さい。詳細は機関誌「建設荷役車両」第278号(7月号)巻頭を参照願います。

☆さる7月3日 日立システムズホール(仙台市青年文化センター)におきまして令和7年度産業全衛生宮城大会が開催されました。

安全衛生表彰受賞式の壇上で、安全衛生に関する水準が良好で、他の模範であると認められる事業所様や多大な貢献をした個人様が表彰される中、当事務局 齋藤秀一も、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、団体または関係事業の安全衛生水準の向上、発展に多大な貢献をした個人として「安全衛生推進賞」を受賞いたしました。

これも偏に当協会の巡回指導員、各種研修講師、職員の方々、そして何より会員の皆様のご指導、支えがあってこそと深く感謝しております。この場を借りてご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。





発行所 仙台市宮城野区五輪1-6-9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022-298-2150